



今号の主な内容

- 特定健診、国民年金、ごみ焼却施設、就学相談… 2面
- 財政比較分析表… 3面
- 歳出比較分析表、平成21年度の財政状況… 4面
- 子育て、健康、公民館… 5面
- 消費生活、とんぼ工房、官公署… 6面

# 平成22年6月定例市議会 市長所信表明(要旨)

6月1日から開かれている6月定例市議会の初日に、市長の所信表明がありました。その要旨を掲載します。

## 第4次総合計画策定の取り組み

第4次総合計画策定方針に基づき、「東村山の未来を考える市民会議」や市民フォーラムを開催し、市民の皆さんの声を計画に反映すべく取り組んでまいりました。

## 高齢者施策

第4期介護保険事業計画に基づき、自立のための支えである「地域密着型サービス」の「小規模多機能型居宅介護事業所」と「認知症対応型共同生活介護事業所」のさらなる整備を進めています。

## 子育て環境の整備

今年4月の保育園待機児童数は、209人と大幅な増加となりました。このため、「子育てするなら東村山緊急プロジェクト」の着実な推進に取り組んでいくと決まっています。

## 住宅用太陽光発電システム設置費補助

今年度当初予算で、30台分の補助を予算措置しましたが、4月の受付開始後、一月半で予算全額の申請があり、現在も問い合わせが続いています。

## 市民スポーツセンター屋内プール

屋内プールは、施設各所に故障や不具合が生じており、点検、実施設計、改修工期などを考慮し、平成21年10月から利用を休止しています。

## 市民協働

本年度、市民協働課を設置し、自治の核となる市民参加と協働の仕組みづくりと推進の取り組みを開始しました。

## 路上喫煙等の防止キャンペーンを実施します

人通りの多い駅前や道路などにおける喫煙は大変危険です。また、吸い殻の投げ捨てによる道路の美観の悪化も問題になっています。

市では、平成20年6月1日から「路上喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。

同条例では、秋津駅から新秋津駅周辺を「禁止地区」、東

村山駅・久米川駅周辺を「防

止推進地区」に指定し、路上喫煙等の行為を禁止しています。

この度、防止の徹底を図るため、次の日時にキャンペーンを実施します。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

日時 6月17日(木)  
午前7時30分から1時間程度

場所 秋津駅・新秋津駅・東村山駅・久米川駅周辺

キャンパンのようす(新秋津駅前)

問い合わせ 都市環境部みどり環境課



## 都営住宅(地元割当)入居者募集

住宅種別と募集戸数  
○あき家(3人以上の家族向け) 2戸  
○ふるさと歴史館 ※地域サービス窓口は、開設日時が限られています。

募集案内・申込書  
配布期間 6月15日(火)～22日(火)  
※閉庁日・休館日を除く  
配布場所  
○本庁舎1階案内カウンタ1前  
○地域サービス窓口  
○各公民館  
○スポーツセンター

申込み 郵送で6月23日(消印有効)までに〒189-8501管財課へ  
抽選日時 7月2日(金) 午前10時から  
抽選場所 本庁舎5階50会議室  
問い合わせ 総務部管財課

## 第10回 大好き東村山写真コンクール参加作品

「仲良しカワセミ」(北山公園) 井出 勝さん(本町)

## シリーズII 自治基本条例について②

### 自治基本条例 市民参画推進審議会

東村山市長の渡部尚です。前回は、自治基本条例の策定手続条例についてお話をさせていただきました。

さて、その条例の第4条には、自治基本条例に関する市民の皆さんの声を積み重ねるために、自治基本条例市民参画推進審議会を市長の諮問機関として置くという規定があります。

実は、自治基本条例の策定にあたり、審議会を設置することに決まっています。審議会とは、学識等を有する方々が、専門的見地から合議により審議や調査等を行う機関です。

市民の責務や役割、自治のあり方を定める大切な条例の策定にあたっては、専門的見地や総合的・法的論議から合意形成することが必須であるという意見がある一方で、専門家による審議ではなく、広く市民参加により論議し合意形成して策定するべきではないかという意見もあります。

私は、どちらも正しいと考

## 今月の納税

市・都民税第1期の納期限は6月30日です

### 市税納付の日曜窓口

6月27日(日)

市税(市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税)納付の日曜窓口を開設します。

当日は納税相談(要予約)も行っていますので、ご利用ください。

日時 6月27日(日) 午前9時～午後3時  
場所 本庁舎2階納税課  
※地下1階の夜間受付よりお入りください。  
※納税証明書・課税証明書・非課税証明書の発行はできません。  
※本人以外のかたが、納税相談をする場合は、本人の委任状が必要です。